

薬業連携協議会 新旧対照表

条	改訂後	改訂前
2	(事務所) 第2条 協議会は、主たる事務所を別紙1のとおりとし、原則2年ごとの輪番制とする。	(事務所) 第2条 協議会は、主たる事務所を(一社)池田市薬剤師会内に置く。
-	第6章 雑則 附則 (施行期日) 1 この規約は、令和3年6月1日から施行する。 附則 (施行期日) 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。 附則 (施行期日) 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。	第6章 雑則 附則 (施行期日) 1 この規約は、令和3年6月1日から施行する。 附則 (施行期日) 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。
別紙1	【別紙1】事務所(第2条関係) 協議会の主たる事務所の輪番制は、次による。(令和6年度より) 1. (一社)茨木市薬剤師会内 2. (一社)摂津市薬剤師会内 3. (一社)高槻市薬剤師会内 4. (一社)箕面市薬剤師会内 5. (一社)吹田市薬剤師会内 6. (一社)池田市薬剤師会内	(新設)
別紙2	【別紙2】 構成員(第4条関係) R6.4.1	別紙構成員 R4.4.1